

令和8年4月～令和9年3月利用開始

認可保育所（公立・私立）・認定こども園（私立：保育部）

利用申込み案内



一宮町キャラクター
一宮いっちゃん

一 宮 町

はじめに

1. このご案内について

このご案内は、町内保育施設の申込み方法を掲載しています。必ず全ての項目をお読みいただいた上で必要な手続きを行ってください。

記載内容につきましては、令和7年9月現在の情報です。保育料や施設情報に変更がありましたら、ホームページ等で改めてお知らせします。

2. お問い合わせ先

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457

一宮町子育て支援課（役場庁舎2階）

電話：0475-42-1415（直通）

受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

3. 保育施設とは

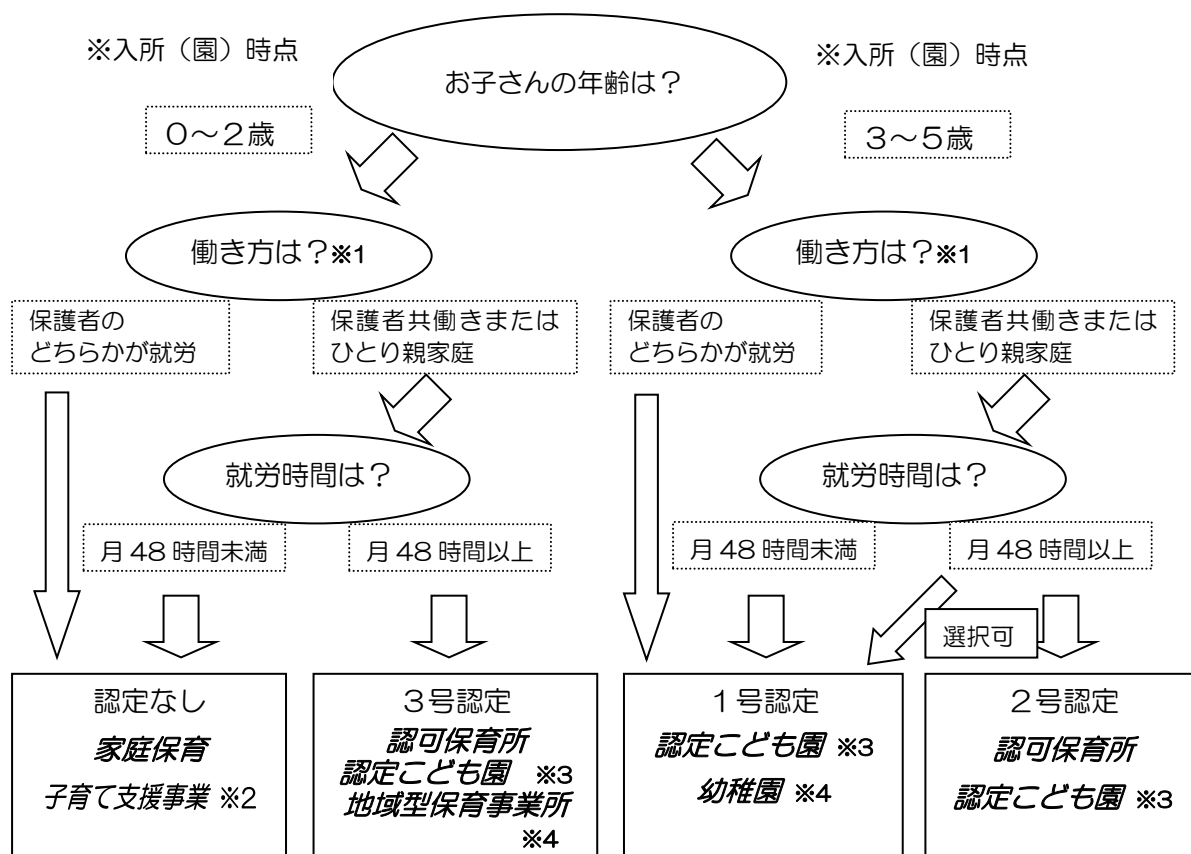
保護者が就労や病気療養中などの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため、集団生活を経験させたいといった理由だけでは申込みをすることはできません。

保育施設の運営は利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、定められた手続きと決まりに基づく厳正な利用が求められます。

保護者の就労などにより小学校就学前の初めての集団生活の場となりますので、親子で保育施設を見学し保育施設の様子や取組み等を知っていただき、申込みをお願いします。特別な事情がある場合を除き、年度途中の転園は受け付けておりません。

認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、すべてのお子さんが希望する教育や保育を受けることができるよう、保護者の働き方等の状況により利用施設や利用時間が決まります。



※1 就労以外に、妊娠・出産、保護者の疾病・障害など「保育を必要とする事由」（4ページをご覧ください）に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。

※2 子育て支援事業には、一時保育事業や子育て支援センター事業等があります。

子育て支援センター事業は、愛光保育園・東浪見こども園・一宮どろんこ保育園で実施しています。

上記に類する事業としていちのみや保育所では、親子教室・絵本貸出を実施しています。毎月発行の広報いちのみやに行事予定を掲載しています。一時保育事業や子育て支援センター事業については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

※3 幼稚園の教育と保育所の保育を一体的に実施する施設です。一宮町の2園は保育所に幼稚園の機能を備えた保育所型の認定こども園です。幼稚園は保護者が働いている・いないにかかわらず利用することができます。

※4 一宮町内にはありません。

支給認定

認可保育所や認定こども園の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。認定された場合、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は、申請や届出の際に必要なになりますので大切に保管してください。

1. 対象となるお子さんについて

一宮町に住所を有する0歳～5歳までの集団生活が可能なお子さんです。

2. 支給認定の種類について

教育・保育を必要とする事由や年齢に応じた3つの支給認定区分によって、利用できる保育施設が決まります。

支給認定区分	対象のお子さん	利用できる施設
1号認定	教育を希望する満3歳以上※1	幼稚園※2・認定こども園（幼稚部分）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上	認可保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満	認可保育所・認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等※2

※1 町内の認定こども園は、3歳児（年少）から利用することができます。

※2 町内にはありません。

3. 支給認定区分別の認定有効期間について

支給認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	小学校就学前まで
3号認定	3歳の誕生日の2日前まで

※ 3号認定は有効期間が終了する前に、新たに2号認定の支給認定証を交付します。

4. 保育を必要とする事由と有効期間について

2号認定または3号認定を申込む場合は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認します。（別世帯の同居親族で65歳未満の方がいる場合は、証明書の提出が必要です。9ページをご覧ください。）

「保育を必要とする事由」として認められるのは次の項目です。

保育認定事由	認定対象	有効期間始期	有効期間終期
就労	月48時間以上就労している	就労開始（復帰）月、就労開始したことを届け出た翌月（求職活動の場合）	退職した月、就労証明書に記載された雇用終期までの月の月末まで
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない	出産予定月2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前から）	出産後2か月後の月末まで
疾病・障害	疾病・障害がある	利用開始希望月、もしくは疾病内容がわかる主治医の意見書、障害者手帳の交付を受けたことを届け出た翌月	疾病が治癒した月、もしくは障害者手帳の有効期限月の月末まで
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている	利用開始希望月、もしくは同居及び別居親族の介護・看護を始めたことを届け出た翌月	介護・看護が不要になった月の月末まで
災害復旧	震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている	被災し、災害復旧に従事し始めた月	災害復旧の従事を完了した月の月末まで
求職活動 開業準備	求職活動または起業準備をしている	求職活動（開業準備）開始月、もしくは求職活動（開業準備）開始を届け出た翌月	求職活動（開業準備）を開始した月から3か月後の月末まで
就学	大学・専門学校・訓練学校等に通っている	就学開始月、もしくは就学開始したことを届け出た翌月	卒業（修了）日を迎える月の月末まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	要相談	虐待やDVのおそれがなくなった月の月末まで
その他	町長が認める上記に類する場合	要相談	保育の必要がなくなった月の月末まで

※ 妊娠・出産または求職活動の方が、その後も継続して利用を希望する場合は、新たに保育を必要とする事由が分かる書類（就労証明書等）を提出し、支給認定を再度受ける必要があります。

5. 育児休業等からの復職について

育児休業等から復職する場合は、入所（園）後の遅くても翌月10日までには復職してください。

必ずしも、翌月付で復職する必要はありません。同日や同月内に復職しても構いません。

復職後は、就労証明書を月末までに提出してください。提出が無く、故意に提出しないと判断した場合は、認定取消となり退所（園）とします。

初月の保育必要事由は「就労」、保育必要量は「保育短時間認定」とし、保育料が発生します。復職する月からは「保育標準時間認定」に変更することもできますので、ご相談ください。

6. 保育必要量

2号認定または3号認定を申込む方には、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により【保育標準時間認定(11時間)】と【保育短時間認定(8時間)】に区分され、それぞれ利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	内容
保育標準時間認定	主にフルタイム勤務※1を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間です。 各保育施設が定める保育標準時間を越えた場合は、別途延長保育料がかかります。
保育短時間認定	主にパートタイム勤務※2を想定した利用で利用可能時間は最長8時間です。 各保育施設が定める保育短時間を越えた場合は、別途延長保育料がかかります。

※1 1か月120時間以上(おおむね1日6時間以上、週5日以上)

※2 1か月48時間以上120時間未満(おおむね1日4時間以上、週3日以上)

※ 求職活動・開業準備で保育を必要とする方は、保育短時間認定で認定をします。それ以外の方は、家庭でお子さんを保育できないこと等を証明する各種証明書等（9ページをご覧ください）の内容や聞き取りにより判断します。

※ 各施設が定める保育時間は、14ページの保育時間・休所（園）日をご覧ください。

※ 各施設が定める延長保育の時間や料金は、15ページの延長保育をご覧ください。

申込みから入所（園）決定までの流れ

1. 申込み

認可保育所・認定こども園の利用申込み・次募集を下記の日程で行います。産前産後休暇・育児休業からの復職や転入など、令和8年度途中に入所（園）を希望する方も申込みをしてください。これから出産される方の申込みも可能です（母子健康手帳の出産予定日が分かるページの写しが必要です）。8・9ページに記載の必要書類をご用意のうえ、申込みをしてください。

◆郵送による申込み◆

※※※ 各募集の締切日必着でお送りください。※※※

1次募集・2次募集・随時募集は、原則、窓口での申込みとなりますが、遠方等の理由により来庁できない場合には、郵送でも受け付けています。申込書等を発送する前には、その旨必ずご連絡ください。

送付先 〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457
一宮町役場 子育て支援課

◆事前予約◆

混雑防止のため、事前に予約をしてください。

子育て支援課 ☎0475-42-1415 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

◆1次募集◆

日時：令和7年10月27日（月）～31日（金）

9:00～11:30・14:00～16:30

場所：一宮町役場 2階子育て支援課

締切りを過ぎてからの申込みは、2次募集として利用調整をします。

◆2次募集◆

日時：11月17日（月）～21日（金）

9:00～11:30・14:00～16:30

場所：一宮町役場 2階子育て支援課

2次募集へ申込みした場合は、1次募集の入所（園）が決定した後、定員に満たなかった枠について審査しますので、ご了承ください。

◆随時募集◆

2次募集以降も随時申込みを受け付けていますが、早めにご相談ください。

入所（園）を希望する月の前月15日までには、全ての書類を揃えて申込みをしてください。

2. 入所（園）の選考方法

1次募集・2次募集の利用決定は、先着順ではありません。各家庭の保育の必要性・緊急性を数値化し、保育の優先度の高いお子さんから順に決定します。電話や訪問により保育の必要性を調査する場合があります。

入所（園）希望者が定員を超えた場合は、希望の施設に入所（園）できない場合がありますので、ご了承ください。。

3. 入所（園）決定通知

令和7年12月下旬頃に、入所（園）申込者へ「利用決定（保留）通知書」・「支給認定証」を送付します。

転入予定・出産予定の方には、内定通知書を送付します。

「支給認定証」は、大切に保管してください。

4. 入所（園）説明会

令和8年2月頃、決定通知書の送付後に、入所（園）決定した各保育施設において、説明会・面談を実施します。

5. 入所（園）決定後の注意事項

入所（園）決定後、下記の場合は速やかに届け出てください。

- ・申請書に記載した内容が変わったとき（住所、家庭状況、勤務先等）
- ・保育料決定後確定申告をしたとき（税の内容が変わったとき）

※ 入所（園）後も就労状況について確認書類の提出を求めたり、事業主に問い合わせることがあります。

提出書類

提出していただいた書類を確認後に、追加で書類が必要な場合には別途ご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 提出書類の注意事項

提出書類はお返しできませんので、お手元に写しを残しておきたい方は提出前にコピー等をお願いいたします。

申込みの際に提出された書類で利用調整を行います。申込み時よりも就労時間が増えたとしても、申込み時点での内容で審査します。保育施設に入所（園）できた場合、現時点よりも就労日数・時間数が増加することが決定している方は就労証明書にその旨も記入、また、時間外勤務や休日出勤等がある場合は、備考欄に記入してください。

申込み期間終了後に転職した場合は速やかに就労証明書を再度提出してください。

事実と異なる虚偽の記載や申立てまたは必要書類等を故意に提出しなかった場合は、内定や決定が取消しになります。また、入所（園）後の調査等で明らかになった場合は、退所（園）となりますので、厳正に申請していただきますようお願いいたします。

2. 様式配布場所

子育て支援課および各保育施設で受け取ることができます。

また、ホームページからもダウンロードできます。



▲ 町ホームページはこちらから

3. 共通書類

◆きょうだいで同時に申込みする場合、それぞれに用意してください◆

- (1) 支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- (2) 健康状況おしらせ表

◆きょうだいで同時に申込みする場合、併用が可能です◆

- (1) 保育施設利用申込み同意書

4. 家庭でお子さんを保育できないこと等を証明する各種証明書等

父母および65歳未満の同居親族の各種証明書が必要です。

きょうだいで同時に申込みする場合、併用が可能です。

保育必要とする理由	各種証明書等
就労 (内定を含む)	1. 就労証明書 ※ 追加書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力ください。
妊娠・出産	1. 出産(予定)児の母子健康手帳の予定日が分かるページの写し
介護・看護	1. 申立書 2. 介護・看護が必要な方の診断書・障害者手帳(写し)・介護保険認定結果通知書(写し)・ケアプラン(写し)等のいずれか1点
災害復旧	1. 罹災証明書等
就学	1. 在学証明書または入学許可証(写し) 2. カリキュラム(時間割)
疾病	1. 疾病用申立書 2. 診断書または障害者手帳(写し)
求職活動・開業準備	1. 求職活動申立書または申立書 2. ハローワークカード(お持ちの方のみ)
その他	必要に応じてご案内します。

5. 該当者のみが必要な資料

該当事項	必要な資料
転入	1. 転入に関する誓約書 2. 土地や建物の売買契約書(写し)または賃貸借契約書(写し) ※ 町民宅(実家等)への転入で各種契約書等がない場合は「同居を同意する旨・転入先住所・同居人氏名・続柄・連絡先」を任意様式に記載し提出してください。
他施設入所(園)中・障害児通園施設等を利用中	1. 在園証明書等
離婚調停中	1. 調停期日通知書等
ひとり親	1. 戸籍全部事項証明書・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費助成制度医療証等のいずれか1点 ※ 最新のを提出してください。
海外からの転入	1. 前年の所得や税額等が分かる資料とその和訳

保育料・副食費

1. 決定方法について

全ての保育施設の保育料・副食費は同じ基準で町が定めます。ただし、延長保育料金や諸経費等は保育施設により異なりますので、直接お問い合わせください。

保育料・副食費は、お子さんの扶養義務者である父母の市町村民税所得割額^{※1}を基に決定します。なお、お子さんと同居の祖父母等が家計の中心者であるとみなされる場合は、祖父母等の市町村民税所得割額も算定の対象となります。所得がない等の理由で所得税の申告が不要な方についても、住民税の申告をお願いします。

※1 寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除の適用前の税額

2. 保育料切り替えについて

毎年、4月と9月に保育料・副食費の算定基準の切り替えを行います。

・令和8年度分

4月～8月分	令和7年度市町村民税所得割額（令和6年分所得）により算定
9月～3月分	令和8年度市町村民税所得割額（令和7年分所得）により算定

令和8年度保育料決定通知書・副食費免除通知書は4月中に、9月以降の保育料・副食費免除に変更が生じた方には9月中に変更通知書を保育施設経由でお渡しします。

3. 負担軽減措置について

◆多子軽減◆

【保育料】

小学校就学前の範囲内に同時入所（園）のきょうだいがいる場合

同時入所（園）の最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子とカウントし、保育料は第2子が半額、第3子以降が無料となります。

※ ただし、兄弟が幼稚園や障害児通所施設などに在籍している場合は、その状況が分かる書類の添付が必要です。

【副食費】

保護者が税法上の扶養としているお子さんで、第3子以降は副食費を免除します。

◆減額◆

主たる稼働者が失業（自己退職を除く）したときまたは災害や病気などで特別に費用がかかり、保育料を納入することが著しく困難な場合に保育料の全部または一部を免除されることがあります。

保育料減免申請書に必要書類を添付して提出してください。（必ず減免されるとは限りません。）決定した翌月から適用されます。期限は理由により異なり、その年度内に限ります。

4. 納付方法

	保育料	主食費	副食費
いちのみや保育所	口座振替	400円／月 現金（一括）	口座振替
愛光保育園	口座振替	500円／月 現金	現金
東浪見こども園	現金	500円／月 現金	現金
一宮どろんこ保育園	口座振替	2,000円／月 口座振替	口座振替

・保育料は0～2歳児のみ、3～5歳児は無償化となっています。

・0～2歳児の主食費・副食費は、保育料に含まれています。

【いちのみや保育所（保育料・副食費）・愛光保育園（保育料）】

◆納入が確認できない場合◆

児童手当法に基づき児童手当から天引きにより徴収する場合があります。納付期日までに納付ができない場合には、必ず子育て支援課に相談してください。

◆口座振替可能金融機関◆

千葉銀行・房総信用組合・長生農業協同組合・ゆうちょ銀行 ※インターネット支店不可

【一宮どろんこ保育園】

一部ネット銀行は未対応となっていますので、ご利用の際は保育園までお問い合わせください。

5. 料金一覧 ◆参考 令和7年度保育料・副食費表◆

階層	各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分	保育料		副食費 4,500円
		保育標準時間	保育短時間認定	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	免除
2	市町村民税 非課税世帯 ※1	0円	0円	免除
3	市町村民税 所得割額 48,600円未満	16,100円	15,800円	免除
4	市町村民税 所得割額 97,000円未満	22,600円	22,200円	免除または徴収 ※2
5	市町村民税 所得割額 169,000円未満	28,600円	28,100円	徴収
6	市町村民税 所得割額 301,000円未満	33,800円	33,200円	徴収
7	市町村民税 所得割額 301,000円以上	46,200円	45,400円	徴収

※1 2階層は均等割・所得割いずれも非課税の世帯が対象です。均等割のみ課税の方は3階層に区分されます。

※2 所得割額57,700円未満：免除 ・ 所得割額57,700円以上：徴収

【下記階層区分に該当するひとり親世帯等※3 における第1子、第2子以降の保育料】

階層	各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分	対象世帯子ども	保育料（月額）		
			保育標準時間	保育短時間認定	副食費
2	市町村民税 非課税世帯		0円	0円	免除
3	市町村民税 所得割額 48,600円未満	第1子	7,550円	7,400円	免除
		第2子以降	0円	0円	
4	市町村民税 所得割額 77,101円未満	第1子	7,550円	7,400円	免除
		第2子以降	0円	0円	

※3 ひとり親世帯等

「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）」

階層	各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分	対象世帯子ども	保育料（月額）		
			保育標準時間	保育短時間認定	副食費
4	市町村民税 所得割額 57,700円未満	第2子	11,300円	11,100円	免除
		第3子以降	0円	0円	

※ この他、4階層の一部においても国の負担軽減策があります。

※ 上記保育料・副食費の他、主食費など各施設において保護者に負担していただく費用があります。詳しくは、各保育施設にお問合せください。

保育施設一覧

※ 保育年齢は毎年度４月１日が基準です。

１．認可保育所（定員・人）

施設名・所在地・電話番号	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
いちのみや保育所 一宮町一宮 1201-4 0475-42-2514	3	5	12	20	20	25	85
愛光保育園 一宮町宮原 69 0475-40-1033	6	10	14	16	34		80

２．認定こども園保育部（定員・人）

施設名・所在地・電話番号	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
東浪見こども園 一宮町東浪見 8077-4 0475-36-7726	4	7	12	13	14	15	65
一宮どろんこ保育園 一宮町一宮 8683 0475-44-7597	12	24	24	30	30	30	150

前年度から進級するお子さんがいますので、定員数で新入児を受け付けることはできません。

小学校区

１．小学校通学区域

通学指定校名	通学区域
東浪見小学校	東浪見・綱田
一宮小学校	一宮・本給・船頭給・新地・宮原・白山・田町・東野 東浪見の内１区・１７区の２

保育施設は学区の指定はありませんので、全ての保育施設を申込み・利用することができます。

しかし、小学校入学の際は基本的に住所地で学区が決まりますのでご注意ください。なお、一宮小学校はいちのみや保育所・愛光保育園・一宮どろんこ保育園利用のお子さん、東浪見小学校は東浪見こども園利用のお子さんが多い傾向にありますが、利用施設希望順や利用調整により、希望する施設を利用できない可能性もありますのでご了承ください。

保育時間・休所（園）日

台風や地震などの大規模災害、感染症の大流行などが発生した場合は、保育時間や休所（園）日が変更になりますので、ご了承ください。

1. 保育時間

施設名	標準時間保育	短時間保育
いちのみや保育所	平日・土曜日 7:00～18:00	平日・土曜日 8:00～16:00
愛光保育園	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～15:30	平日 8:00～16:00 土曜日 8:00～12:00
東浪見こども園	平日 7:30～18:30 土曜日 8:00～17:00	平日・土曜日 8:00～16:00
一宮どろんこ保育園	平日・土曜日 7:00～18:00	平日・土曜日 8:00～16:00

【ご注意ください】

※ 愛光保育園（標準保育時間・短時間保育）と東浪見こども園（標準保育時間）の土曜日の保育時間は平日と異なりますので、ご希望の方はご注意ください。

2. 休所（園）日等

施設名	希望保育期間	休所（園）日
いちのみや保育所	お盆	日曜日・祝日・年末年始
愛光保育園	お盆・年度末	日曜日・祝日・年末年始
東浪見こども園	お盆・年度末	日曜日・祝日・年末年始
一宮どろんこ保育園	なし	日曜日・祝日・年末年始

◆希望保育期間とは？◆

就労先が連休となることが多い時期や地域伝統行事、新年度準備のために、家庭での保育をお願いする期間です。この期間に勤務予定の方は、通常と同様に保育施設を利用できますが、お弁当や水筒、おやつの準備をしていただきます。

具体的な日程や持ち物は、年度ごと・保育施設ごとに異なりますので、時期が近づいてまいりましたら保育施設からご連絡いたします。

◆年末年始期間◆

いちのみや保育所・一宮どろんこ保育園：12月29日～翌年1月3日

愛光保育園・東浪見こども園：12月29日～翌年1月4日

延長保育

1. 時間・料金

施設名	延長保育時間	料金
いちのみや保育所	標準保育 18:00～19:00 短時間保育 7:00～8:00 16:00～19:00	定期利用 月500円(30分) 単発利用 15分100円
東浪見こども園	標準保育 7:00～7:30 18:30～19:00 短時間保育 7:00～8:00 16:00～19:00	定期利用 月2,000円 単発利用 15分100円
一宮どろんこ保育園	標準保育 18:00～20:00 短時間保育 7:00～8:00 16:00～20:00	定期利用 月5,000円(30分) スポット利用 30分500円

※ 愛光保育園は延長保育を実施していません。認定された保育時間を超過した場合は、15分毎500円超過料金が発生しますので、ご了承ください。

2. 申込み方法

延長保育利用申込みは、利用保育施設決定後に直接保育施設へ申込みをしてください。

また、詳細につきましても直接保育施設へお問合せください。

3. その他

◆短時間保育認定の場合◆

8:00～16:00の間で利用することが困難な場合は、相談により標準保育時間に認定変更することも可能ですが、当月の変更はできません。前月15日までに認定変更申出が必要となりますので、相談はお早めをお願いします。

各保育施設の紹介

いちのみや保育所

公立認可保育所

所在地 一宮町一宮 1201 番地 4

電話番号 0475-42-2514

【設置・運営】一宮町

【認可年月日】昭和36年5月8日

【建物構造・延床面積】鉄筋平屋建て 709.99㎡

【保育方針】

- ・子どもが、安心感と信頼感の持てる環境の中で、自己を十分に発揮しながら、望ましい健全な心身の発達ができるようにする。
- ・保護者と連携を取りながら、地域の中の保育所であることを意識し、子育ての取り組みを広げる。

【保育目標】

- ・日々生き生きと遊ぶ中で感性を養い、「明日を生きる力」「豊かな人間性」の基礎を培っていく。

【具体目標】

- ・げんきな子：自分の持っている力を自分で発揮できる
- ・あいさつのできる子：周りの人と触れ合いながらコミュニケーションがとれる
- ・やさしい子：自分を大切にし、周りの子も大切にできる

【保育内容・特色】

- ・産休明け保育・障害児保育
- ・はらっぱ文庫（絵本貸出）1人につき1冊1週間貸出しています。
- ・園外保育
通常の散歩の他に、バスを利用し一宮海岸等に行きます。
- ・いのちの教室
絵本や人形を使って、看護師による「いのちの大切さ」について学びます。
- ・季節行事（夏まつり・節分・ひな祭り など）

【保育所からのお願い】

- ・土曜日利用の場合は、利用する週の木曜日までに申請してください。持ち物は申請後にお知らせします。
- ・8月希望保育期間（お盆）は、お弁当・水筒を持参してください。
- ・年始1月4日は給食室清掃をしますので、お弁当・水筒を持参してください。

愛光保育園

私立認可保育所

所在地 一宮町宮原69番地

電話番号 0475-40-1033

【設置・運営】社会福祉法人 一粒の麦福祉会

【認可年月日】昭和28年4月1日

【建物構造・延床面積】鉄筋2階建て 567.67㎡

【保育理念】

キリスト教の隣人^{となりびと}を愛する精神に基づき保育を行っています。

子どもは、本来自分の生まれ持った力で自ら成長していきます。そこで、大人は、子どもの成長する力を信じて、見守る保育が大切と考えています。

【保育目標】

きよく あかるく たくましく

感謝すること、思いやり、許し合うこと等を目指しています。

【保育方針】

一人一人の心を大切に保育をします。

子どもの主体性を大切に、自分で選べる場所、用具、遊び、そして、安心して生活できる環境を用意する。保育者は、子どもが自己発揮できるように見守る。

【保育内容・特色】

- ・産休明け保育・障害児保育
- ・園外保育・高齢者施設との交流会
- ・リトミック
- ・保育参観
- ・季節行事（七夕会・餅つき など）
- ・クリスマス会

【保育園からのお願い】

- ・土曜日利用の場合は、土曜日就労の証明書を提出してください。
- ・0歳児は土曜日利用の受け入れを行っておりませんので、ご了承ください。
- ・土曜日の保育時間は平日よりも短いため、お間違えの無いようご注意ください。
- ・延長保育はありませんので、保育時間内の送迎にご協力ください。
- ・8/13～8/16前後、年末年始、年度末に希望保育期間があります。

愛光保育園のホームページはこちら→<https://hitotsubunomugi.or.jp/aikou/>



東浪見こども園

私立認定こども園

所在地 一宮町東浪見8077番地4

電話番号 0475-36-7726

【設置・運営】社会福祉法人 一粒の麦福社会

【認可年月日】平成28年4月1日

【建物構造・延床面積】鉄筋平屋建て 609.79㎡

【保育理念】

子どもは、本来自分の生まれ持った力で自ら成長していきます。そこで、大人は、子どもの成長する力を信じて、見守る保育が大切と考えています。

【保育目標】きよく あかるく たくましく

【保育方針】

子どもの主体性を大切に、自分で選べる場所、用具、遊び、そして、安心して生活できる環境を用意する。保育者は、子どもが自己発揮できるように見守る。

【保育内容・特色】

- ・産休明け保育・障害児保育・延長保育
- ・東浪見小学校との交流会
- ・園外保育
- ・リトミック
- ・保育参観(春・秋・冬の年3回実施)
- ・季節行事

【こども園からのお願い】

- ・土曜日利用の場合は、利用する週の木曜日までに申請してください。
持ち物は通常の持ち物に加えてお弁当を持参してください。
- ・0歳児は1歳の誕生日を迎える月の翌月より土曜日利用の受け入れを行っておりますので、ご了承ください。
- ・土曜日の保育時間は平日よりも短いため、お間違えの無いようご注意ください。

東浪見こども園のホームページはこちら→<https://hitotsubunomugi.or.jp/torami/>



一宮どろんこ保育園

私立認定こども園

所在地 一宮町一宮8683番地

電話番号 0475-44-7597

【設置・運営】社会福祉法人 どろんこ会

【建物構造・延床面積】木造2階建て 1385.25㎡

【認可年月日】平成29年4月1日

【どろんこの子育て方針】

にんげん力。育てます。

兄弟姉妹が共に暮らし、生活・遊び・労働を教えあう。

私たちは、言うことを聞く子を育てるのでも、指示を待つ子を育てるのでもない。

私たちは、困ること・思うようにならないことがあれば、人に尋ね、自分で考え、周りと相談して行動してゆくように導く。子どもを言葉で動かさない。…これが、私たちの子育てです。

【園目標】こころも からだも たくましく

【保育内容・特色】

- ・異年齢児保育
- ・裸足保育
- ・生き物の世話
- ・畑仕事
- ・長距離散歩
- ・縁側給食
- ・戸外活動
- ・町内保育施設との交流会

【保育園からのお知らせ】

- ・一宮どろんこ保育園の様子は、毎月ブログに掲載しています。

一宮どろんこ保育園のホームページはこちら↓

<https://www.doronko.jp/facilities/doronko-ichinomiya/>



各保育施設の位置



病児保育

病児保育は、病気の回復期にあるお子さんを一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。小学校３年生まで利用することができます。

利用を希望する方は、子育て支援課で利用登録してください。

	酒井医院病児保育所 ラッコッコ	外房こどもクリニック 病児保育室
所在地	長生郡白子町北高根 2389 酒井医院内	いすみ市岬町和泉 1880-4 外房こどもクリニック内
電話番号	0475 (33) 1188	0470 (80) 2121
利用日時	8:00～17:30 月～水・金・土曜日 (木・日・祝日・お盆・年末年始 休み)	8:40～17:00 月～水・金曜日 (木・土・日・祝日・お盆・年末年始 休み)
利用料金	1日 2,500 円 半日 1,500 円 (5 時間以内) ※昼食・おやつを含む ※医療費別途	1日 2,000 円 半日 1,000 円 (4 時間以内) ※昼食は持参又は実費負担・おやつ実 費負担 ※医療費別途

病児保育について、町ホームページはこちら↓

<https://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kosodate/kosodate/5.html>



令和8年クラス編成

保育施設のクラス編成は4月1日時点の満年齢により区別されます。年度の途中で年齢が上がってもクラスが変更になることはありません。

受入年齢	利用申込をするお子さんの生年月日	卒 園
5歳児	令和2(2020).4.2～令和3(2021).4.1	令和9(2027).3.31
4歳児	令和3(2021).4.2～令和4(2022).4.1	令和10(2028).3.31
3歳児	令和4(2022).4.2～令和5(2023).4.1	令和11(2029).3.31
2歳児	令和5(2023).4.2～令和6(2024).4.1	令和12(2030).3.31
1歳児	令和6(2024).4.2～令和7(2025).4.1	令和13(2031).3.31
0歳児	令和7(2025).4.2以降	令和14(2032).3.31

